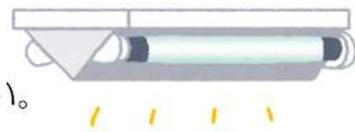


# 本庄市事業所用エネルギーシステム導入事業補助金

## 補助金申請の手引き（省エネ設備・改修編）



※創エネ・蓄エネについては、[創エネ・蓄エネ編](#)をご覧ください。

補助金の交付を受けたい方は、改修工事を行う業者との契約及び工事等を行う前に専門家による省エネ最適化診断を受診し、診断報告書を入手した上で、申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて、環境推進課(市役所4階)へ提出してください(郵送不可)。

電話0495-25-1249(直通)

受付開始日 令和6年4月1日(月)  
(工事着工より14日前までを目安に余裕をもって申請してください。  
また、令和7年2月28日(金)までに実績報告書が提出できるよう申請を行ってください)

受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

予算額に達したところで、受付を終了します。

### 補助対象となる方・建築物の条件

市内に事業所を有し、又は有することが確実と認められる法人等(法人その他の団体及び事業を行う個人)で、市税に滞納がないこと。

補助金の交付は、補助対象システムの種類ごとに1法人等につき1回限り。

建築物及びその敷地等に建築基準法、都市計画法等の関係法令等に違反がないこと。

### 補助対象・要件・補助金の額

(注意)

なお、この補助金と併せて市以外の補助金を受ける場合は、補助金額が減額になる場合があります。詳細については、環境推進課(0495-25-1249)へお問い合わせください。

種類	要件	補助率・上限金額
省エネルギーシステム ※1	専門家による省エネ最適化診断に基づいて取り組む、補助対象経費が60万円以上のもの ※2	補助対象経費の1/6 (上限金額100万円)

※1 他の施設への電気、熱その他のエネルギーを供給、又は売却するもの(電力会社への売電等)を除きます。

※2 消耗品の利用により直接エネルギー効果が見込まれる場合は、当該消耗品も含まれます。

照明のLED化や空調設備の入替等の既存の設備の入替に対応しています。

# 本庄市事業所用エネルギーシステム導入事業補助金 (省エネ設備・改修編) 手続きの流れ

## 1 省エネ最適化診断申込み ～ 受診 ～ 診断報告書到着

(注意) 一般財団法人 省エネルギーセンター等へ、省エネ最適化診断を直接お申込みください。一般社団法人 省エネルギーセンター【URL://shindan-net.jp/sevice/shindan/】  
(なお、診断申込みから報告書の到着までは2ヶ月以上かかる場合があります)

## 2 見積書を取得、検討。

(注意) 見積書を取得するときには、消費税別の見積書を取得し、金額の内訳(設置する設備の型番や個数、経費等を詳細に記入したもの)を表示したものとしてください。

予算額に達したところで、受付を終了します。  
また、**実績報告書**を令和7年2月28日(金)までに提出できるよう申請してください。

## 3 補助金申請書を提出します(郵送不可)。

(必要な書類)

- |                                   |                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ① 補助金等交付申請書                       | ⑦ 案内図(設置場所の地図)                    |
| ② 事業計画書                           | ⑧ 見積書の写し(設置工事の内容及び金額の内訳が確認できるもの)  |
| ③ 収支予算書                           | ⑨ 補助対象システムの内容が確認できる仕様書、パンフレット、図面等 |
| ④ 前年度決算書(法人等のみ)                   | ⑩ 市税に滞納がない証明書                     |
| ⑤ 省エネ最適化診断報告書の写し                  | ⑪ 債権者登録申出書                        |
| ⑥ 設置する場所の図面(設備の設置・改修を予定している場所を明記) |                                   |

## 4 市役所からの交付決定通知書の送付 ～ 契約 ～ 着工 ～ 工事完了

(注意) 市の交付決定通知書がお手元に届いてから契約してください。また、着工前に、補助対象システムを設置予定の箇所の写真を撮っておいてください。

支払いが完了した日から起算して30日以内、または令和7年2月28日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

## 5 実績報告書を提出します(郵送不可)。

(必要な書類)

- |                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| ① 補助事業等実績報告書    | ⑦ 設置工事費に係る請求書                 |
| ② 事業報告書         | ⑧ 設置工事費に係る領収書                 |
| ③ 収支決算書         | ⑨ 設置工事に係る保証書                  |
| ④ 経費精算額内訳書      | ⑩ 工事写真<br>(工事前・工事中・工事後のカラー写真) |
| ⑤ 契約書(発注書・注文書等) |                               |
| ⑥ 設置工事費に係る納品書   |                               |

## 6 市の職員による完了検査 ～ 市役所からの確定通知書の送付

完了検査の日程については、ご相談させていただきます。

## 7 補助金の請求をします(郵送可)。

(必要な書類)

- ① 補助金交付請求書 ② 市の確定通知書の写し

市役所からの確定通知書が届きましたら、同封されている請求書を用いて、補助金の請求を行ってください。

## 8 1年後に導入効果報告書を提出します(郵送可)。

(必要な書類) ① 導入効果報告書

### お問い合わせ先

環境推進課ゼロカーボン推進係  
(市役所4階)

住所: 本庄市本庄3-5-3

電話番号: 0495-25-1249

※⑦までの行程について、令和7年3月31日(月)までに完了させてください。詳細についてはお問い合わせください。